

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては零）とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>18 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第57条又は第58条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第57条若しくは第58条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第19項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては零）とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>18 (略)</p> <p><u>19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合</p>

を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第75条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第75条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第57条又は第58条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第57条若しくは第58条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～18 (略)</p> <p>19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第59条又は第60条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第59条若しくは第60条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～18 (略)</p> <p>19 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第24条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合に</u></p>

は、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 11～16 （略）</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3_____の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。</p>	<p>附 則 11～16 （略）</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>

亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 11～16 （略）</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>	<p>附 則 11～16 （略）</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
	<p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>6 <u>給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>7 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>8 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p>

9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

11 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

12 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p>第10条 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に係り市長が別に定める者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p>